

ふくい社会福祉



Fukui Social Welfare



新年のご挨拶

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

会長 小藤 幸男



新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、本会事業ならびに本県における地域福祉の推進に、多大なご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

また、今なお収束がみえない新型コロナウイルス感染禍にあって、社会福祉の最前線で感染リスクに向き合いながら、事業活動に献身的に取り組んでおられる皆様方に心から感謝を申し上げます。

さて、地域社会にあっては、経済的困窮や社会的孤立を背景にした生活困難者の増加や貧困の連鎖、さらには認知症をはじめ介護を必要とする高齢者やその家族など、多様な生活課題を抱える方が増加している状況にあり、我々社会福祉関係者はもとより、地域住民にとっても共通の課題となっています。

こうした課題の解決に向け、国は「地域共生社会の実現」を旗印に掲げ、地域の様々な福祉課題を解決する包括的な支援体制づくりをすすめています。あらためて住民が主人公となって、地域の幅広い関係者との連携・協力のもとで地域福祉をすすめていくまちづくりの実現が強く求められています。

一方、2025年問題を目前に、介護・福祉人材の不足や確保、育成も近年における大きな課題になっており、外国人労働者や介護ロボットの導入・活用なども視野に、新しい福祉サービスのあり方にも注目が集まっています。

新型コロナウイルスの感染収束には予断を許さない状況ですが、今こそ、県民、関係者が「心でつながって」、この厳しい状況を乗り越えてまいりましょう。

本会といたしましても、『誰もが身近な地域で その人らしく安心して暮らせる 福祉社会の実現』をめざして、本年度からの「第5次ふくい地域福祉プラン21」に基づき、皆様と連携し、福祉のまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

2,3P 特集 改正社会福祉法で加速する 包括的支援体制づくり

- 4P 事業報告
- ◆市町社協トップセミナー開催報告
 - ◆包括的支援体制構築セミナー開催報告

- 5P
- ◆苦情解決機能強化セミナー開催報告
 - ◆社会福祉大会開催報告
 - ◆チャリティーアートお礼

6-9P 社協TOPICS

- ◆本会ホームページリニューアルのお知らせ
- ◆「ふくいSDGsパートナー」に登録されました
- ◆本会ホームページバナー広告募集
- ◆こちら経営相談室
- ◆福井県VCマスコットキャラクター「ランティー」着ぐるみリニューアル
- ◆福祉職員生涯研修フォローアップ研修のご案内

10P 寄付報告・サキドリ情報



社会福祉法の改正と地域共生社会

令和2年6月5日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が、参議院本会議で可決・成立し、同日12日に公布されました。

改正法が目指すもの

平成28年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されたことを踏まえ、国では、制度・分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的なコミュニティや地域社会を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

具体的には、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務とされ、平成30年4月からは、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築モデル事業を通じて、市町

村における包括的な支援体制の整備が進められてきました。

また、令和元年5月には、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置され、同年12月に最終とりまとめがなされました。

最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、次の3つの支援内容とする新たな事業の創設が提案されました。

① 断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

② 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

また、事業創設にあたっては、次のような留意点も示されています。

● 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあること

● 既存の取組や機能等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要があること

● 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱により、制度別に設けられた財政支援を一体的に実施を促進する必要があること

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

Table with 2 columns: Section (改正の趣旨, 改正の概要, 施行期日) and Content (Summary of the law's goals and implementation dates).

厚生労働省HPより「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要」

そして、この最終とりまとめを踏まえた新たな事業として、今回の改正法により、「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

「重層的支援体制整備事業」の概要

重層的支援体制整備事業の実施主体は市町村ですが、希望する市町村の手挙げに基づく任意事業となっています（委託も可）。

なお、事業実施の際には、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」のすべてが必須となっており、このⅠ～Ⅲの3つの支援を一体的に実施することで、従来の縦割りの支援体制から、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応することが可能となります。

そして、国および都道府県は、実施する市町村に対して、高齢、障がい、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれています。相談支援などに係る財政支援を一体的に実施（交付金の交付）します。

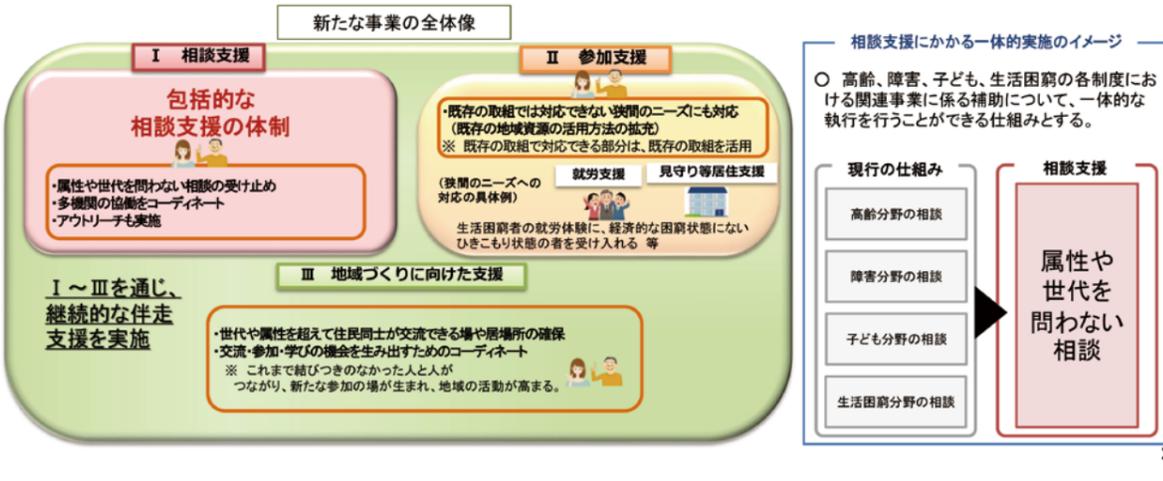
事業に係る詳細は、今後、政省令やマニュアル等により順次示される予定です。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中で、以下のような課題がある。
○ このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
○ 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



厚生労働省HPより「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要」

その他の改正のポイント

改正法では、さらに複数の社会福祉法人が連携して事業運営にあたる「社会福祉連携推進法人制度」の創設も盛り込まれました。

- これは、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応する観点から、法人間連携の選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人（一般社団法人）を想定したもので、次の業務での連携が想定されています。
● 地域共生社会の実現に資する業務での種別を超えた連携支援
● 災害対応に係る連携体制の整備
● 社会福祉事業の経営に関する支援
● 社員である社会福祉法人への資金の貸付
● 福祉人材不足への対応（福祉人材の確保や人材育成）
● 設備、物資の共同購入

そのほかの法人間連携策としては、「社会福祉協議会による連携」も挙げられており、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組みで社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要であるとの考え方も示されています。

地域共生社会の構築と社協の活動強化について

去る11月17日(火)、越前市武生商工会館において、県および市町社協の役員ら46名の参加のもと、本会と県市町社協会長会との共催による「令和2年度市町社協トップセミナー」を開催しました。

セミナーは、県社協小藤会長のあいさつの後、武庫川女子大学松端克文教授による、「地域共生社会の構築と社協の活動強化について」というテーマで講演がありました。

参加者らは、今日の生活課題について、地元の実情に照らし合わせながら確認しあうとともに、6月に改正された社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化のための取組みとして、3つの機能(相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援)を一体的に実施することなどについても学びました。

松端教授は、社協組織の歴史にふれながら、事例を交えて論理的に説明され、社会福祉協議会という組織が今、何を為すべきかなどについてご教示くださいました。

講義終了後、参加者から「実際に地元で実践している買い物支援ボランティア活動の活性化をどのようにすべきか」や「活動中のサポートを世代や属性を超えて交流でき

る場になりたい。その方法について」など、相次いで質問に対して的確なアドバイスがありました。

終了後のアンケートでは、「社会福祉法の改正の目指すところは、福井ではすでに実践されてきていると実感する。社協の強みを感じることができた。」や、「今後の社協の役割を再認識した。包括支援センターと社協の連携の重要性を感じた。」などの感想があり、実り多いセミナーとなりました。



講演の様子

住民に求められる包括的支援体制の構築をめざすセミナー開催

去る11月10日(火)、県内の福祉関係主管課市町行政、市町社会福祉協議会、各種相談業務を実施する職員など60名の参加のもとオンラインセミナーを開催しました。

行政説明では、厚生労働省社会・援護局地域福祉課主査 斉藤正晃氏が令和2年6月の社会福祉法改正により「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制」が創設され、包括的支援体制の整備がさらに求められていることを説明しました。

講義では、日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科の川島ゆり子教授から「住民が求める」ことを念頭に置いた包括的支援体制を整備するための視点やポイントについて指導をいただきました。その後のパネルディスカッションでは、先進的に包括的支援体制を整備し、総合相談等に取り組んでいる愛知県豊田市福祉部福祉総合相談課主査 江崎崇氏と越前市社会福祉課包括化推進員 波多野翼氏に体制整備に至った経緯やプロセス、実施内容や今後に向けての課題等を報告いただきました。質疑応答では、参加者から外国人の対応方法や児童分野との連携方法など積極的な質問が出されました。



高齢・障がい・児童福祉・その他の分野にまたがる複合的な課題に対し、業務の縦割りをなくし「丸ごと」で受け止める包括的支援体制の整備に向け、取組方法や整備する際のポイントなどセミナーを通し、多くのことを学ぶ機会になりました。

苦情解決からサービスの質の向上へ

運営
適正化
委員会

苦情解決機能強化 セミナー開催

去る11月12日(木)、「令和2年度福祉サービス苦情解決機能強化セミナー」を開催しました。

本年度は新型コロナウイルス感染症予防のためオンラインでの開催となり、県内の福祉サービス事業所の苦情受付担当者や苦情解決責任者、第三者委員など190名が参加しました。

講師には、福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科の吉川公章教授を招き、苦情を解決やサービスの質の向上へ繋げるためにどのような姿勢で向き合い、問題状況へどう働きかけていくのか、その手法について基本に立ち返って講義いただきました。

受講者には、事前に「苦情相談や対応において、どんなことに困っていますか。」という質問を投げかけ、対応に苦慮した事例などが寄せられ、特に初期対応のポイントなどについても講義の中で触れられました。また、質疑応答では受講者の日頃の悩みへの助言があり、有意義な研修となりました。



受講者の声

- 説明と説得について、何とか相手に理解してもらいたいとの思いからわたしのいつもの対応は説得に近いものだったとあらためて気づいた事で、今後の対応の仕方を見直す良いきっかけとなりました。
- 面接技法は改めて大事だと、原点帰還できました。
- 「傾聴の大切さと忍耐」「自分の感情のコントロールと息抜き大切さ」が印象に残りました。



第67回社会福祉大会をオンラインで配信

去る11月14日(土)、福井放送「FBCホール」において「第67回福井県社会福祉大会」を開催しました。

例年であれば、県内の社会福祉関係者やボランティア活動等に関わる方々が一堂に会し、各分野の功績への表彰とともに記念講演を行っていましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、表彰式のみを開催となりました。

当日の出席者を各表彰区分の代表者に限定する一方、表彰式の模様はオンラインで配信しました。また、表彰式後には、受賞代表者お一人おひとりへのインタビューも行われ、



福井県社会福祉協議会のYouTubeチャンネルURL

https://www.youtube.com/channel/UCe_veyBblW2b6TO-6Hq0xvQ



ふくいチャリティー・アート展を開催

本県にゆかりのある名士・作家の方から寄贈された書・絵画・版画・陶芸品などを展示し、入札にて頒布する「第9回ふくいチャリティー・アート展」を、福井市にぎわい交流施設「ハピリンホール」にて、11月28日(土)〜30日(月)の期間で開催しました。

今年は約100点の作品を展示。また、昨年に引き続き県内の知的・発達障がい者やその保護者でつくる「くらふとくらぶ」の作品展も同会場にて開催しました。本作品頒布による収益は、子ども



もの健全育成や自立支援を目的とする「子ども未来支援事業」の財源として活用させていただきます。改めて、ご協賛いただきました先生方・ご来場いただきました皆様にお礼を申し上げます。

「ふくいSDGsパートナー」に登録されました

福井県では、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿った地域社会づくりを県民一体となって進める官民連携プラットフォーム「福井県SDGsパートナーシップ会議」を8月に設置し、参加する企業・団体等を「ふくいSDGsパートナー」として募集・登録しています。

本会においても「第5次ふくい地域福祉プラン21」の重点取組みが、SDGsの理念とも合致することから、登録申請を行い、この度、「ふくいSDGsパートナー」に登録され、去る11月12日（木）に開催された「福井県SDGsパートナーシップ会議」フォーラム2020において、登録証の交付を受けました。

なお、登録された145機関のうち、社会福祉法人は5法人（うち社会福祉協議会は2法人）となっています。

官民におけるSDGsの取組みの高まりは、「地域共生社会」の実現を目指す社会福祉法人にとっても追い風であり、本会としても、県内の社会福祉法人および社会福祉協議会を牽引しながら、行政や企業との協働をよりいっそう進めてまいります。



ホームページに掲載されるバナー広告を募集します！

本会ホームページのリニューアルに伴い、トップページに掲載されるバナー広告を新たに募集しています。本会ホームページの閲覧数は、令和2年度（4～10月）月平均約1万回と、福祉関係者や一般県民に多く閲覧いただいております。

つきましては、バナー広告を掲載したい法人・企業がありましたら、総務企画課（0776-24-2339）までお問い合わせください。



【概要】 ※広告データの作成は広告主が行うこと

掲載位置	県社協ホームページトップページ下段
募集枠数	10枠
規格	サイズ 縦70ピクセル、横220ピクセル
画像形式	GIF形式、JPEG形式、PNG形式のいずれか
容量	25KB以内
掲載期間	6か月もしくは12か月
掲載基準・条件等	「社会福祉法人福井県社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載要綱」を遵守していただきます。

掲載月数	1枠あたりの掲載料(税込)	
	会員(※)	非会員
6か月	12,000円	15,000円
12か月	24,000円	30,000円

※会員…県社協会員(市町社協会員、民生委員会会員、社会福祉施設会員、介護保険事業所会員、団体会員、賛助会員)のこと

【問合せ先・申込先】 総務企画課 総務企画グループ
TEL 0776-24-2339 FAX 0776-24-8941 E-mail somu@f-shakyo.or.jp

福井県社会福祉協議会のホームページをリニューアルしました！

本会では、令和2年12月1日からホームページをより見やすく、使いやすいものにするためのリニューアルを行っています。今後もインターネットを活用した情報発信の充実を図ってまいります。

主な
リニューアル
内容

- 利用される皆様が必要な情報に速やかにたどり着けるよう、ページのデザイン、各項目の分類、リンクの配置等を全面的に見直し、より分かりやすい画面構成としました。
- スマートフォンなどのモバイル機器でのホームページ閲覧に対応させるとともに、音声読み上げ機能を追加し、より多くの方に活用いただけるサイトにしました。
- トップページに本会のYouTubeやFacebookのページを埋め込み、SNSとの相互連携で情報発信を行えるようにしました。

〈これまでのホームページ〉

旧 : <http://www.f-shakyo.or.jp/>



〈新たなホームページ〉

新 : <https://www.f-shakyo.or.jp/>



※ブックマーク等に登録されている方は変更をお願いします。

福井県社会福祉協議会公式SNSのお知らせ

本会では、福祉関係者や一般県民の方々に広く情報発信すべくYouTubeチャンネル、Facebookを開設しています。リニューアル後のホームページと連携し、福祉関連の様々な新情報やイベント等をお知らせいたしますので、ぜひともご活用ください。

YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/user/FukuikenShakyo/featured>

Facebookアカウント

<https://www.facebook.com/fukuikenshakyo/>



福井県ボランティアセンター マスコットキャラクター 「ランティー」着ぐるみリニューアル!

本会がボランティア月間を制定した平成3年に、人と昔から関わりが深く、親近感もあり、また、盲導犬のように献身的で活発に行動する犬がモチーフのマスコットキャラクターとして、多くの応募作品から「ランティー」が選ばれました。

そして今年、平成22年に作られたランティーの着ぐるみを、新たにリニューアルしました。

胸にはボランティアの「V」を掲げ、左手にはハートの風船を持ち、ボランティアの楽しさをみなさんにお伝えするため今日も元気に走り回っています。

新しいランティーも、ぜひ可愛がってくださいね。



福井県ボランティアセンター
マスコットキャラクター
「ランティー」

社会福祉研修所 1月～3月の研修のお知らせ

福祉職員生涯研修フォローアップ研修 集合型研修



サービス分野別に初任者、中堅職員を対象としたフォローアップ研修を行います。
日頃の業務での課題や悩みへの対応方法や解決方法について、また初任者として、中堅職員として身につけておくべきこと等を学んでいただけます。



分野	コース	対象者	開催日時	会場	定員	申込締切日	受講料
児童福祉分野	初任者コース	経験年数概ね3年未満の職員	2月10日(水) 13:00～16:10	福井県社会福祉センター4階・研修室	各コース20名	1月15日	各コース2,100円
	中堅職員コース	経験年数概ね3～5年程度の職員	2月9日(火) 13:00～16:10			1月12日	
障がい者福祉分野	初任者コース	経験年数概ね3年未満の職員	2月16日(火) 13:00～16:10			1月15日	
	中堅職員コース	経験年数概ね3～5年程度の職員	1月26日(火) 13:00～16:10			1月8日	

※コロナ感染症対策のため、広い会場を用意し、定員を絞り募集しております。

【問合せ先・申込先】 人材研修課 研修グループ TEL 0776-21-2294

シリーズ はこちら経営相談室です!



評議員および役員(理事・監事)ならびに 評議員選任・解任委員選任スケジュール表

令和3年6月の定時評議員会の終結の時、評議員、役員(理事・監事)、評議員選任・解任委員の任期が終了する法人が多いと考えられます。そこで今回、スケジュール表を作成しましたので、参考にしてください。

法人事務局 2021年4月～6月 (令和3年4月～令和3年6月)	<ol style="list-style-type: none"> 評議員候補者推薦書の作成(候補者の履歴書、誓約書等の提出依頼) 評議員選任・解任委員候補者推薦書の作成(候補者の履歴書、誓約書等の提出依頼) 評議員選任・解任委員へ委員会開催日の1週間前までに、招集通知発送(委員全員の同意があるときは通知不要) 役員(理事・監事)候補者推薦書の作成(候補者の履歴書、誓約書等の提出依頼) 理事・監事へ理事会開催日の1週間前までに招集通知発送 評議員へ定時評議員会開催日の2週間前までに招集事項を記載した招集通知発送 理事および監事へ理事長および業務執行理事選任に関する理事会開催日の1週間前までに招集通知発送 (定時評議員会終了後1週間以内に理事会を開催する場合は、理事・監事全員の招集手続省略に対する同意書が必要) 純資産および理事長の変更(重任)登記(6月末までに)
理事会 2021年5月～6月 (令和3年5月～6月)	<p>【決議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 評議員選任・解任委員の選任および評議員選任・解任委員会の開催の決議(開催日の1週間前までに通知する。ただし、委員全員の同意のあるときは、省略できる。)(評議員選任・解任委員の選任決議は候補者1人ずつ審議し決議する。) 評議員候補者の推薦決議 役員(理事・監事)候補者の推薦決議(監事から監事選議案に関する同意書徴求) 定時評議員会の招集決議(日時、場所、議題・議案) <p>【前記1～4以外の決議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業報告等(①事業報告 ②事業報告の附属明細書) 計算書類等(①貸借対照表②資金収支計算書および事業活動計算書③附属明細書) 財産目録 その他決議事項があれば承認を得る <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 理事長および業務執行理事の職務執行状況報告 評議員選任・解任委員会の委員長から評議員選任決議の結果報告を行う ※理事会の議事録作成 <p>【決議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 定時評議員会で理事選任後、理事長選任決議、業務執行理事を置く法人は業務執行理事の選任決議 ・理事会開催日の1週間前までに招集通知発送(招集通知省略の場合は、理事・監事全員の同意が必要) ※理事会の議事録作成
評議員選任・解任委員会 2021年5月～6月 (令和3年5月～6月)	<ol style="list-style-type: none"> 評議員の選任決議(理事会で決議した候補者推薦者1人ずつ審議し決議する) ※評議員選任・解任委員会の議事録作成
定時評議員会 2021年6月 (令和3年6月)	<p>定時評議員会の日時、場所、議題・議案の決議を行った理事会から中2週間以上空ける。</p> <p>【決議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 役員(理事・監事)の選任決議(理事・監事の選任決議は候補者推薦者1人ずつ審議し決議する。) <p>【前記1以外の決議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 計算書類(①貸借対照表 ②資金収支計算書および事業活動計算書) 財産目録 その他決議事項があれば承認を得る <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業報告 ※定時評議員会の議事録作成
任期	<p>【理事・監事】 2023年6月(令和5年6月)の定時評議員会の終結の時まで(任期2年の場合)</p> <p>【評議員】 2025年6月(令和7年6月)の定時評議員会の終結の時まで(任期4年の場合)</p> <p>【評議員選任・解任委員】 2025年6月(令和7年6月)の定時評議員会の終結の時まで(任期4年の場合)</p>

寄付 寄贈

心温まる寄付・寄贈に心から感謝申し上げます。
皆様の善意は有効に活用させていただきます。

♥10月26日(月)

- 寄付者 トータル・ライフ・コンサルタント福井会
- 寄付金 50,000円
- 寄付先 福井県社会福祉協議会



♥12月25日(金)

- 寄付者 吉岡幸株式会社
- 寄付金 1,000,000円
- 寄付先 福井県社会福祉協議会

サキドリ情報

「就職内定者応援セミナー2021」のご案内

受講者募集

今春(令和3年4月)から福祉施設・事業所で新たに就職をされるご予約の方を対象に、「就職内定者応援セミナー」を実施します。

このセミナーでは、就業前に社会人としての必要な知識を学んでいただきます。

先輩職員からの体験談や、同じ新社会人として働きはじめる同期の職員同士の情報交換を通じて、今後、福祉の仕事をしていく上で互いに研鑽できるよう交流します。

- 日時** 令和3年3月9日(火) 13:00 ~ 16:30
- 会場** 福井県社会福祉センター 体育館(福井市光陽2丁目3-22)
- 参加対象** 県内の福祉施設・事業所に令和3年4月からの採用が内定している方(定員:70人)
- 参加費** 2,100円
- 申込方法** お申込みは、福祉施設・事業所を通じてお手続きください。
※ 開催要領、申込書は、本会ホームページに掲載しています。



※集合型研修での実施を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、オンライン研修に変更する場合があります。

「あなたと子どもたちをつなげます！」 ~笑顔輝く毎日を~ 福井県保育人材センター利用のご案内

いつでもお電話ください。
お待ちしております。

福井県保育人材センターでは、保育士の皆さんの就職や悩みごとなどの相談を受け、安心して働き続けていくことができるよう支援するとともに、保育所等の求人に関する情報を収集し、就職あっせんなど再就職に向けたお手伝いをしています。

子どもにかかわる仕事に興味のある皆さん!

福井県保育人材センターは、あなたと子どもたちをつなげます!
お気軽にご相談ください。



- 開所日** 月曜日～金曜日(※土・日・祝日、および年末年始を除く)
【嶺南移動相談】…毎月第3火曜日 10:00 ~ 12:00
会場:ハローワーク敦賀

受付時間 9:00 ~ 17:00 ※第2・4木曜日は20:00まで(事前予約制)

所在地 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター 1階

当センターにお越しいただいた方には、福井県保育人材センターオリジナル「マスクケース」を差し上げます。

TEL : 0776-21-2294 FAX : 0776-24-4187 E-mail : jinzai-center@f-shakyo.or.jp

